

宮医発第 163 号
令和 5 年 4 月 21 日

郡市医師会長 殿

公益社団法人 宮城県医師会
会長 佐藤 和宏
(公 印 省 略)

日本医師会地域医療部、健康政策部並びに会員福祉部からの通知について

今般、日本医師会地域医療部地域医療課、健康政策部健康医療第二課並びに会員福祉部医業経営支援課から下記の通り通知がありましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、貴会におかれましては本件についてご承知いただき、貴会関係医療機関等への周知方について、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- 令和5年5月8日以降の「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関みんなで安心マーク」の医療機関外やホームページ等での掲示の終了について（お願い）（日医発第99号・地域 健Ⅱ 4月7日付）
- 医療法人の書類に係る閲覧等の手続のデジタル化について（日医発第105号・医経 地域 4月10日付）
- 紹介受診重点医療機関啓発ポスター及びリーフレットについて（日医発第156号・地域 4月13日付）

担当：公益社団法人宮城県医師会 総務部総務課 Tel 022-227-1591 Fax 022-266-1480
--

日医発第 99 号（地域）（健Ⅱ）

令和 5 年 4 月 7 日

都道府県医師会担当理事 殿

郡市区医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 釜 范 敏

常任理事 黒 瀬 巖

（公 印 省 略）

令和 5 年 5 月 8 日以降の「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関
みんなで安心マーク」の医療機関外やホームページ等での掲示の終了について（お願い）

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」）への対応にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン」（以下、「GL」）は、日本医師会が策定し、内閣官房に登録した唯一の医療機関の感染対策ガイドラインになりますが、先般、令和 5 年 3 月 10 日付日医発第 2263 号（健Ⅱ）の文書を以てご案内した通り、同 GL は本年 5 月 8 日のコロナの 5 類感染症への位置づけの見直し後に廃止する予定にしております。

他方、令和 2 年 8 月より開始した「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関 みんなで安心マーク」（以下、「みんなで安心マーク」）は、本来ならば「安心」といった表現を医療機関外やホームページ等に掲げることを禁じる医療広告規制の特例であり、その根拠は上記の GL とされております。「みんなで安心マーク」が、同 GL に基づくチェックリストにより、日本医師会が該当医療機関に発行（認証）する仕組みですので、厚生労働省関係事務連絡により、コロナ流行を踏まえた特例的対応として認められておりました。


この特例につきまして、GL が廃止される 5 月 8 日以降は「みんなで安心マーク」発行医療機関リストの掲載も終了します。そのため、医療広告規制の特例が適用されず、「安心」という表現を用いた医療機関外の掲示やホームページ等への掲載ができなくなります。

したがいまして、誠に恐れ入りますが、医療機関外やホームページ等で「みんなで安心マーク」を掲示されている医療機関には、5月8日から3ヶ月程度の間、院外やホームページからのマークの撤去をお願いすることになります。


該当医療機関には、今後、本会より日医ニュース、電子メールやWEBサイトその他の方法でご案内いたしますが、貴会におかれましても、その周知方につきご高配の程お願い申し上げます。

最後に、お陰様でこれまでの「みんなで安心マーク」の発行数は26,741件に及びました。全国の医療機関でマークをご活用いただき、コロナ禍における受診抑制の解消、安心して医療を受けられる体制の確保につながったと考えております。貴会のご協力に深く感謝申し上げます。

ホーム


 国民のみなさまへ

 医師のみなさまへ

 メンバーズルーム

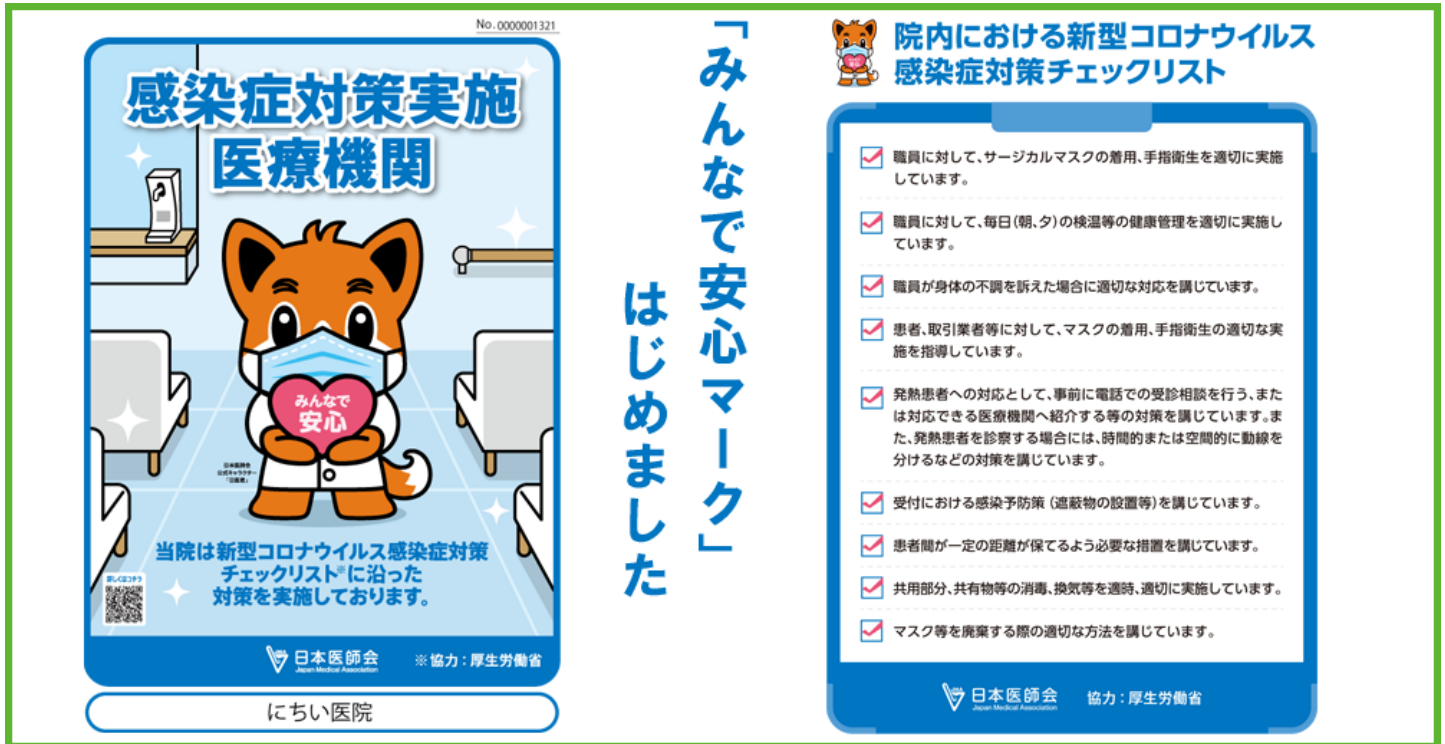
入会のご案内

会員の声

研修医・若手医師のための入会案内冊子 
[ホーム](#) > [医師のみなさまへ](#) > [感染症関連情報](#) > [新型コロナウイルス感染症](#) > [日本医師会「みんなで安心マーク」について](#)
最終発行数：確定値26,741件

2023年3月13日

日本医師会「みんなで安心マーク」について



No.0000001321

**感染症対策実施
医療機関**

みんな
で
安心

当院は新型コロナウイルス感染症対策
チェックリストに沿った
対策を実施しております。

日本医師会
Japan Medical Association

※協力：厚生労働省

にちい医院

**院内における新型コロナウイルス
感染症対策チェックリスト**

- 職員に対して、サージカルマスクの着用、手指衛生を適切に実施しています。
- 職員に対して、毎日(朝、夕)の検温等の健康管理を適切に実施しています。
- 職員が身体の不調を訴えた場合に適切な対応を講じています。
- 患者、取引業者等に対して、マスクの着用、手指衛生の適切な実施を指導しています。
- 発熱患者への対応として、事前に電話での受診相談を行う、または対応できる医療機関へ紹介する等の対策を講じています。また、発熱患者を診察する場合には、時間的または空間的に動線を分けるなどの対策を講じています。
- 受付における感染予防策(遮蔽物の設置等)を講じています。
- 患者間が一定の距離が保てるよう必要な措置を講じています。
- 共用部分、共有物等の消毒、換気等を通時、適切に実施しています。
- マスク等を廃棄する際の適切な方法を講じています。

日本医師会
Japan Medical Association

※協力：厚生労働省

「みんなで安心マーク」
はじめました

新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関みんなで安心マーク

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療機関はこれまで以上に感染防止対策に取り組んでいるところですが、これまで通院されていた方、生活様式が大きく変化し不調を来した方が感染リスクを恐れて、医療機関への受診を控えたり、先延ばしするといった現状がございます。

また、お子さんの感染を心配して、予防接種を控えたり、健康診断を取りやめている方も少なくありません。

このままでは、日本の医療の良さである病気の早期発見、早期予防にも支障を来し、国民の皆様の健康にも深刻な影響を与えかねません。

このような状況に鑑み、日本医師会で、患者さんが安心して医療機関に来院できるよう、感染防止対策を徹底している医療機関に対して、『新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関 みんなで安心マーク』を発行することといたしました。

本マークは、患者さんに対して医療機関が感染防止対策に取り組んでいることを示すための掲示用としてご活用いただけます。

本マークは、日医ホームページから、医療機関が感染防止対策セルフチェックリストの全ての項目を実践していることを回答した場合に発行します。

本マークを発行した医療機関のリストは日本医師会ホームページに掲載します。

チェックリストは、本マークとともに医療機関に掲示いただくことを条件としているため、チェックリストの内容は、患者さん等にわかりやすく、全ての医療機関に共通する特に重要な項目としています。

また、本マークの発行対象は医師会員に限定しません。

(令和5年3月改訂) 3月13日以降の新規発行は終了いたしました。

▶ [新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン（令和5年3月改訂版）](#)  NEW

📁 「みんなで安心マーク」発行医療機関リスト **【9.8MB】** (2020/8/7-2023/2/28分)令和5年3月13日更新  NEW

※非常に重たいファイルとなっておりますので、PCにダウンロードしてご覧ください。

お問い合わせ

日本医師会みんなで安心マーク係：03-3946-2121

月～金曜日（土日祝祭日を除く）9：30～17：30

※現在お電話での対応とさせていただきます。



> ホーム

公益社団法人 日本医師会

> [国民のみなさまへ](#)

> [医師のみなさまへ](#)

> [日本医師会について](#)

〒113-8621

> [新着情報](#)

> [新着情報](#)

> [日本医師会長からの挨拶](#)

> [医師会紹介パンフレット](#)

東京都文京区本駒込2-28-16

> [日本医師会の概要](#)

> [医師会記念誌](#)

[ご感想はこちら](#)

> [日本医師会の組織\(役員・事務局\)](#)

> [日本医師会年次報告書](#)

> [業務及び財務等に関する資料](#)

> [寄附のお願い](#)

> [交通アクセス](#)

< 参考 >

(地 255) (健Ⅱ 241)

令和 2 年 8 月 7 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 菫 敏
城 守 国 斗

新型コロナウイルス感染症を踏まえた医業若しくは歯科医業
又は病院若しくは診療所に関する広告の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知につき協力依頼がありました。

日本医師会では、新型コロナウイルス感染症の院内感染対策の取組を国民に分かりやすく伝え、医療機関に安心して受診していただくことを目的に、「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関みんなで安心マーク」（以下、「みんなで安心マーク」と呼ぶ。）を作成し、発行することといたしました（令和 2 年 8 月 7 日付け日医発第 603 号（健Ⅱ 240）「新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドラインの策定並びに新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関「みんなで安心マーク」の発行について」にて貴会宛にご案内済み。）。

本事務連絡は、医療広告が医療法の規定等により制限されている中で、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「みんなで安心マーク」を広告として医療機関の院外への掲示や自院ホームページへの掲載等を可能とする特例的対応について示したものです。

なお、本事務連絡における「業種別ガイドライン」は、本会作成の「新型コロナウイルス感染症対策医療機関向けガイドライン」のことであり、「認証」とは、医療機関が同ガイドラインに基づく感染防止対策セルフチェックリストの全ての項目を実践していることを回答して「みんなで安心マーク」が発行されることを指します。

また、本事務連絡では、「みんなで安心マーク」の活用の際しての虚偽広告や誇大広告の禁止についても触れられておりますのでご留意頂きたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

< 参考 >

事 務 連 絡
令 和 2 年 8 月 6 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症を踏まえた医業若しくは歯科医業又は病院若しくは
診療所に関する広告の取扱いについて

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主
管部（局）あてに送付いたしました。この点、ご了知のうえ、貴会会員に対す
る周知方よろしくご配慮願います。

< 参考 >

別 添

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 6 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症を踏まえた医業若しくは歯科医業又は病院若しくは
診療所に関する広告の取扱いについて

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告（以下「医療広告」という。）については、患者等の利用者保護の観点から、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）の規定等により制限されているところである。

今般、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、国民の医療機関等による感染拡大防止の取組に対する理解を促進し、適切な受診を行うことに資するよう医療機関等に適用される医療広告規制について下記のとおり定めることとしたので、貴職におかれては、内容を十分にご了知の上、併せて、管下の病院、診療所及び助産所並びに関係団体等に対する周知をお願いする。

なお、本事務連絡は新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた特例的対応であり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

医療機関等の管理者が、業種別ガイドライン（国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に従い業種ごとに業界団体が策定したものに限り。）を遵守するための措置を講じており、かつ以下 1 の要件を満たす場合には、法第 6 条の 5 第 3 項第 10 号（※ 1）に定める医療の安全を確保するための措置に該当するものとして、当該医療機関等が新型コロナウイルス感染症防止対策を強化している旨が広告可能である。

（※ 1）患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項

1. 業種別ガイドラインの公表及び医療機関等の認証

（1）客観性を担保するため、広告を行おうとする医療機関等が遵守する業種

< 参考 >

別ガイドライン（業種別ガイドラインの遵守状況を医療機関等が自己点検するチェック項目等を含む。）が、厚生労働省等政府機関のホームページにおいて公開され、患者が容易に確認できる状態であること（※2）。

（※2）全業種のガイドラインの一覧は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページにも掲載されている。

（2）併せて、業種別ガイドラインを作成した団体又は業種別ガイドラインにより認証業務を行うとされた団体（以下「認証機関」という。）により、

- ・ 広告を行おうとする医療機関等が業種別ガイドラインを遵守した感染症防止対策を行っていることが認証されるとともに、
- ・ 認証された医療機関等を患者が容易に確認できるよう、認証医療機関等の一覧がウェブサイト等において分かりやすく公表されている

こととする。

（3）認証機関は、その認証した医療機関等の院内において新型コロナウイルス感染症の深刻な感染拡大が生じた場合であって、当該医療機関等が業種別ガイドラインを遵守していない事実が認められた場合には、当該医療機関等の認証を取り消すとともに、ウェブサイト等に掲載する認証医療機関等の一覧から削除する等の適切な対応を行うこと。

なお、当該要件を満たす医療機関等の認証の枠組みとして、公益社団法人日本医師会が業種別ガイドライン及びチェック項目等を作成して医療機関を認証する「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関みんなで安心マーク事業」（別添1）及び公益社団法人日本歯科医師会が業種別ガイドライン及びチェック項目等を作成して歯科医療機関を認証する「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施歯科医療機関みんなで安心マーク事業」（別添2）があり、これらの団体による認証を取得した医療機関等においては、新型コロナウイルス感染症防止対策を強化している旨が広告可能であることに留意されたい。

2. 虚偽広告・誇大広告の禁止

医療機関等は、広告にあたって認証機関による認証マークを活用して差し支えないが、例えば、以下については、虚偽広告又は誇大広告として医療法違反であり認められない。

- ・ 自己点検により全てのチェック項目等を遵守出来ていないことを認識しながら認証マーク等を掲示すること。
- ・ 認証の有無に関わらず、「医療の安全を保障します」や「万全の安全管理体制」等と表示すること。
- ・ 認証マークに添えて、「当院は感染対策が万全であり絶対に感染しません」など事実を不当に誇張して表現し患者を誤認させるような表示を行うこと。

以上

新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関

「みんなで安心マーク」の発行

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が広がる中、新型コロナウイルス感染症と共存する社会においては、医療機関それぞれの取組を国民に分かりやすく伝えることが重要です。国民に院内感染対策の取組を分かりやすく伝え、国民に医療機関を安心して受診してもらうことを目的に、「みんなで安心マーク」を発行しますので、お知らせいたします。

記

1. 実施内容

- 医療機関が感染拡大防止のために実践すべき取組を具体的に示したチェックリストを作成し、ホームページ上で運用を開始
- 医療機関がチェックリストの全ての項目をチェック・実践し、WEB上で申請することで、「みんなで安心マーク」をオンラインで発行
- 医療機関は「みんなで安心マーク」を医療機関に掲示し、感染防止対策を適切に実施していることを宣言
- 国民・患者の皆様は、「みんなで安心マーク」により、安心して医療機関に来院できるとともに「みんなで安心マーク」に印刷されているQRコード¹をスマートフォンなどで読み取ることにより、医療機関向けガイドラインの他、日本医師会の新型コロナウイルス感染症等に係る感染防止対策等の確認が可能

医療機関向け「みんなで安心マーク」



¹ QRコードという名称は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

< 参考 >

2. 日本医師会「みんなで安心マーク」サイト

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009500.html

3. 開始時期

令和2年8月第1週目を予定

4. その他

詳細は、別紙のとおり

問い合わせ先

日本医師会 みんなで安心マーク係

電話 03-3946-2121

e-mail : anshin-m@po.med.or.jp

医療機関向け感染拡大防止ガイドライン徹底に向けた取組 新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関 「みんなで安心マーク」の発行について

<趣旨>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療機関はこれまで以上に感染防止対策に取り組んでいるところですが、これまで通院されていた方、生活様式が大きく変化し不調を来した方が感染リスクを恐れて、医療機関への受診を控えたり、先延ばしするといった現状があります。

また、お子さんの感染を心配して、予防接種を控えたり、健康診断を取りやめている方も少なくありません。

このままでは、日本の医療の良さである病気の早期発見、早期予防にも支障を来し、国民の皆様の健康にも深刻な影響を与えかねません。

このような状況に鑑み、日本医師会では、患者さんが安心して医療機関に来院できるよう、感染防止対策を徹底している医療機関に対して、『新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関「みんなで安心マーク」』を発行することといたしました。

<概要>

本マークは、日本医師会が策定する「新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン」の「医療機関等における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」の全ての項目を実践していることを医療機関が回答した場合に発行します。

本マークは、患者さんに対して医療機関が感染防止対策に取り組んでいることを示すための掲示用としてご活用いただけます。

チェックリストは、本マークとともに医療機関に掲示いただくことを条件としているため、チェックリストの内容は、患者さん等にわかりやすく、全ての医療機関に共通する特に重要な項目としています。

本マークを発行した医療機関のリストは日本医師会ホームページに掲載します。

また、本マークの発行対象は医師会員に限定しません。

<留意事項>

- ・本マークは、日本医師会が作成するセルフチェックリストの全てを実践していることを申請することによりオンラインで発行し、医療機関が自主的に掲示するものです。
- ・発行した本マークの改変等を禁止します。
- ・本マークを発行した医療機関に対して日本医師会から確認等をさせていただく場合があります。また、申請内容に虚偽があった場合や日本医師会が不適切と判断した場合は本マークの廃棄・撤去を命じることもあります。
- ・本マークの利用によって生じたトラブルその他損害について、日本医師会は責任を負いません。

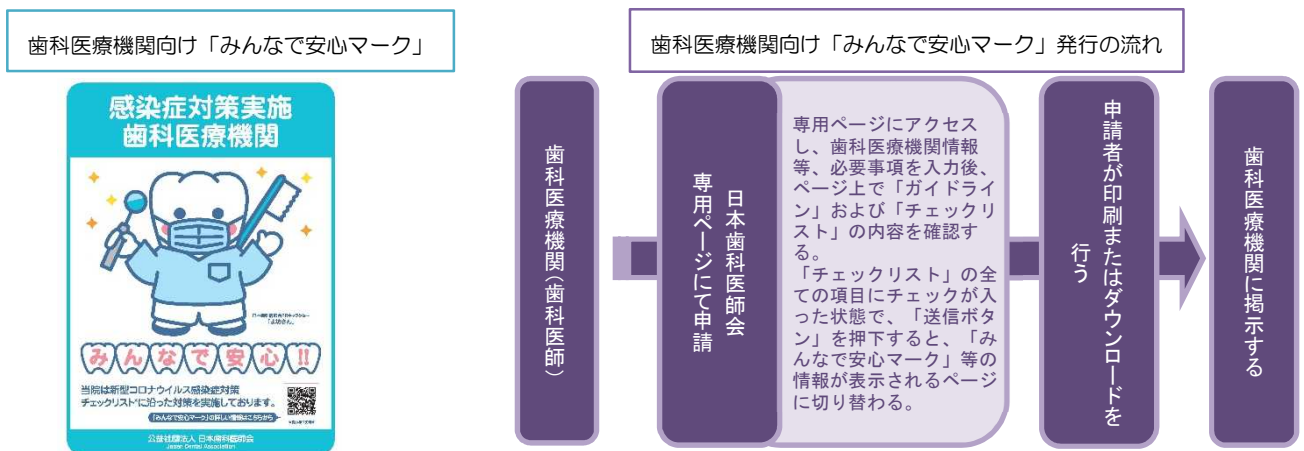
公益社団法人日本歯科医師会（以下、「日本歯科医師会」という。）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、患者さんが安心して歯科医療機関を受診できるように、歯科医療機関に日本歯科医師会が策定した歯科医療機関向け感染防止ガイドライン（「新たな感染症を踏まえた歯科診療ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。））の徹底に取り組んでもらうことを目的に、下記のとおり「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施歯科医療機関みんなで安心マーク事業」を実施します。

記

1 実施内容

- (1) 日本歯科医師会は歯科医療機関が感染拡大防止のために実践すべき取組を具体的に示したチェックリストを作成し、ホームページ上で運用を開始する。
- (2) 歯科医療機関はチェックリストの全ての項目をチェック及び実践し、WEB 上で申請することで、日本歯科医師会が「みんなで安心マーク」をオンラインで発行する。
- (3) 各歯科医療機関は「みんなで安心マーク」を医療機関に掲示し、感染防止対策を適切に実施していることを宣言する。
- (4) 国民の皆様は「みんなで安心マーク」により、安心して歯科医療機関を受診できるとともに「みんなで安心マーク」に印刷されている QR コード※をスマートフォン等で読み取ることにより、ガイドラインの他、日本歯科医師会の新型コロナウイルス感染症等に係る感染防止対策の確認ができる。

(※「QR コード」は株式会社デンソーウェブの登録商標)



2 歯科医療機関向け「みんなで安心マーク」サイト

URL : <https://www.jda.or.jp/dentist/anshin-mark/>

3 開始時期

令和2年8月下旬予定

4 その他

詳細は、運用開始準備が整い次第、歯科医療機関向け「みんなで安心マーク」サイトに掲載

(問い合わせ先) 公益社団法人日本歯科医師会
事業部 医療管理・情報管理課
電話: 03-3262-9217
Eメール: iryoukanri_jouhoukanri@jda.or.jp

< 参考 >

日医発第 2253 号（健Ⅱ）
令和 5 年 3 月 10 日

都道府県医師会 会長 殿
郡市区医師会 会長 殿

日本医師会 会長
松本 吉郎
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドラインの改訂
および医療機関等におけるマスク着用のお願いポスターについて

新型コロナウイルス感染症対策医療機関向けガイドラインの策定並びに新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関「みんなで安心マーク」の発行については、令和 2 年 8 月 7 日付（日医発第 603 号（健Ⅱ 240））、令和 4 年 12 月 15 日付（日医発第 1805 号（健Ⅱ））等でご連絡しております。

今般、2 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の変更を踏まえ、内閣官房より全業種に対して業種別ガイドラインの改訂依頼があり、医療機関向けガイドラインについても下記のとおり運用を変更することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員並びに、関係医療機関等に対する周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

① 医療機関向けガイドラインについて

- 令和 5 年 3 月 13 日以降、本ガイドラインについて、以下通知のマスク着用の考え方の内容に読み替えてご活用ください。
- 本ガイドラインは令和 5 年 5 月 7 日までの運用とします。
- 5 類感染症への位置づけの見直し以降、業種別ガイドラインは廃止となりますが、引き続き各医療機関では、自主的な感染対策への取り組みをお願いいたします。

(参考) [令和 5 年 2 月 13 日付文書（日医発第 2141 号（健Ⅱ）「マスク着用の考え方の見直し等について（令和 5 年 3 月 13 日以降の取扱い）」](#)

② 「みんなで安心マーク」の運用について

- 3 月 13 日以降の新規発行は終了いたします。
- 5 月 8 日以降の医療機関の院外掲示や自院ホームページへの掲載等の医

< 参考 >

業広告規制上の取扱いについては、厚生労働省医政局へ確認中であり、確定次第別途ご案内いたします。

(参考) 日本医師会「みんなで安心マーク」

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009500.html

③ 医療機関等におけるマスク着用のお願ひポスターについて

「マスク着用の考え方」が適用になる令和5年3月13日(月)以降に各医療機関でご活用ください。

電子データ(PDF)のみとなり、日本医師会ホームページに掲載いたします。

(令和5年3月10日掲載)

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/003241.html

日医発第 105 号（医経）（地域）
令和 5 年 4 月 10 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 政昭
（公印省略）

医療法人の書類に係る閲覧等の手続のデジタル化について

この度、厚生労働省医政局医療経営支援課より各都道府県医療法人担当課（室）宛に標記の文書が発出されるとともに、本会宛てにも連絡がありました。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）」や近年のデジタル技術の発展等を踏まえ、医療法の規定に基づく医療法人の以下の書類の閲覧等の手続について、社員等からメール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の請求があった場合であって、医療法人の業務上の支障等に照らして対応可能な場合は、その方法によることが望ましいことと示されました。

- ・ 社員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う社団たる医療法人の社員総会の議事録（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 46 条の 3 の 6）
- ・ 評議員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う財団たる医療法人の評議員会の議事録（医療法第 46 条の 4 の 7）
- ・ 社員、評議員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う医療法人の理事会の議事録（医療法第 46 条の 7 の 2 第 1 項）
- ・ 社会医療法人債権者等が閲覧又は謄写の交付の請求を行う社会医療法人債権者集会の議事録等（医療法第 54 条の 7）
- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の吸収合併に関する財産目録及び貸借対照表（医療法第 58 条の 3 第 2 項）
- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の新設合併に関する財産目録及び貸借対照表（医療法第 59 条の 2）
- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の吸収分割に関する財産目録及び貸借対照表（医療法第 60 条の 4 第 2 項）
- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の新設分割に関する財産目録及び貸借対照表（医療法第 61 条の 3）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和5年3月31日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の書類に係る閲覧等の手続のデジタル化について

標記について、別添のとおり各都道府県医療法人担当課（室）宛てに事務連絡を发出いたしましたので、御了知願います。

事務連絡
令和5年3月30日

各都道府県医療法人担当課（室） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の書類に係る閲覧等の手続のデジタル化について

平素より、医療法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨年末、デジタル庁に設置するデジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、行政改革、規制改革の全てに通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則(以下「デジタル原則」という。)」が共通の指針として策定され、往訪閲覧等のアナログ行為を求める場合があると解される法律等について、デジタル原則への適合性の点検が行われました。

こうした点検、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)、近年のデジタル技術の発展等を踏まえ、医療法人の書類に係る閲覧又は謄写の交付に関し、下記のとおり示すこととしたので、内容をご了知いただき、医療法人の手続のデジタル化が促進されるよう、貴管下の医療法人に周知のほどお願い申し上げます。

記

医療法人にかかる次の書類について、社員等からメール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の請求があった場合であって、医療法人の業務上の支障等に照らして対応可能な場合には、その方法によることが望ましいこと。

- ・ 社員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う社団たる医療法人の社員総会の議事録（医療法（昭和23年法律第205号）第46条の3の6）
- ・ 評議員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う財団たる医療法人の評議員会の議事録（医療法第46条の4の7）
- ・ 社員、評議員及び債権者が閲覧又は謄写の交付の請求を行う医療法人の理事会の議事録（医療法第46条の7の2第1項）
- ・ 社会医療法人債権者等が閲覧又は謄写の交付の請求を行う社会医療法人債権者集会の議事録等（医療法第54条の7）
- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の吸収合併に関する財産目録及び貸借対照表（医療法第58条の3第2項）
- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の新設合併に関する財産目録及び貸借対照表（医療法第59条の2）
- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の吸収分割に関する財産目録及び貸借対照表（医療

法第 60 条の 4 第 2 項)

- ・ 債権者が閲覧の請求を行う医療法人の新設分割に関する財産目録及び貸借対照表（医療法第 61 条の 3）

（照会先）

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人係

（直通）03-3595-2274

日医発第 156 号（地域）
令和 5 年 4 月 13 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
副会長 猪口 雄二
常任理事 江澤 和彦
(公印省略)

紹介受診重点医療機関啓発ポスター及びリーフレットについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に事務連絡「紹介受診重点医療機関啓発ポスター及びリーフレットについて（周知）」が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がございました。

紹介受診重点医療機関については、「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」（令和 5 年 4 月 6 日付日医発第 80 号（地域）を貴会宛にご案内しているとおおり、外来機能報告を踏まえ、地域の協議の場において協議を行って医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関として明確化することとされております。

本通知は、紹介受診重点医療機関について啓発のために作成されたリーフレットとポスターについて積極的な活用を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

追って、添付のリーフレットとポスターは下記の厚生労働省ウェブサイトでもデータが入手可能であることを申し添えます。

記

- ・紹介受診重点医療機関について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00003.html

以上

事務連絡
令和5年4月11日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

紹介受診重点医療機関啓発ポスター及びリーフレットについて（周知）

標記について、別添のとおり、各都道府県に対し周知しましたので、ご了知の上、各医療機関へ周知いただきますよう、ご配慮願います。

別添

事務連絡
令和5年4月11日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

紹介受診重点医療機関啓発ポスター及びリーフレットについて（周知）

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和5年3月31日付け医政地発0331第7号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、外来機能報告を踏まえ、地域の協議の場において協議を行い、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関として、「紹介受診重点医療機関」を明確化することとしております。当該協議のとりまとめに当たっては、地域の住民への周知などについて十分に配慮することとされております。

今般、紹介受診重点医療機関啓発ポスター及びリーフレットを制作いたしましたので、貴部（局）におかれましては、紹介受診重点医療機関の周知に当たり積極的な活用をお願いします。具体的には、各都道府県の庁舎、保健所、紹介受診重点医療機関をはじめとする医療機関、医師会等の関係団体など、周知に有効と考えられる場所への掲示や周知等をお願いします。

なお、厚生労働省「紹介受診重点医療機関について」のホームページ上にポスター及びリーフレットのデータを掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

【厚生労働省 紹介受診重点医療機関について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00003.html

【連絡先】

厚生労働省 医政局 地域医療計画課
外来・在宅医療対策室
E-mail : zaitaku@mhlw.go.jp

始まります。

紹介受診重点医療機関。



それは、かかりつけ医からの紹介状を持って
受診いただくことに重点をおいた医療機関です。

- この制度により、医療機関の混雑緩和や、スムーズな受診につながります。
- 紹介状がなく来院された場合は、一部負担金(3割負担等)とは別に、「特別の料金」がかかる場合があります。

上手な/
医療の
かかり方

症状

かかりつけ医

紹介状を持って
「紹介受診重点医療機関」へ

2023年新制度スタート



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 「紹介受診重点医療機関」とは？

- 外来受診の際に紹介状が必要となる医療機関です。
- 手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来を行っています。
- 「紹介受診重点医療機関」の情報は、都道府県や厚生労働省のホームページをご確認ください。



へえどうやって受診するの？

2 紹介状を用いた受診のながれ



- 「かかりつけの医療機関」を受診後、専門的な検査や治療が必要と判断された場合に紹介状が発行されます。
- 紹介状を持って「紹介受診重点医療機関」を受診し、専門的な検査や治療を受けた後は、「かかりつけの医療機関」にて、経過を見てもらいましょう。
- 「かかりつけの医療機関」と「紹介受診重点医療機関」の役割分担により、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮等が期待されます。

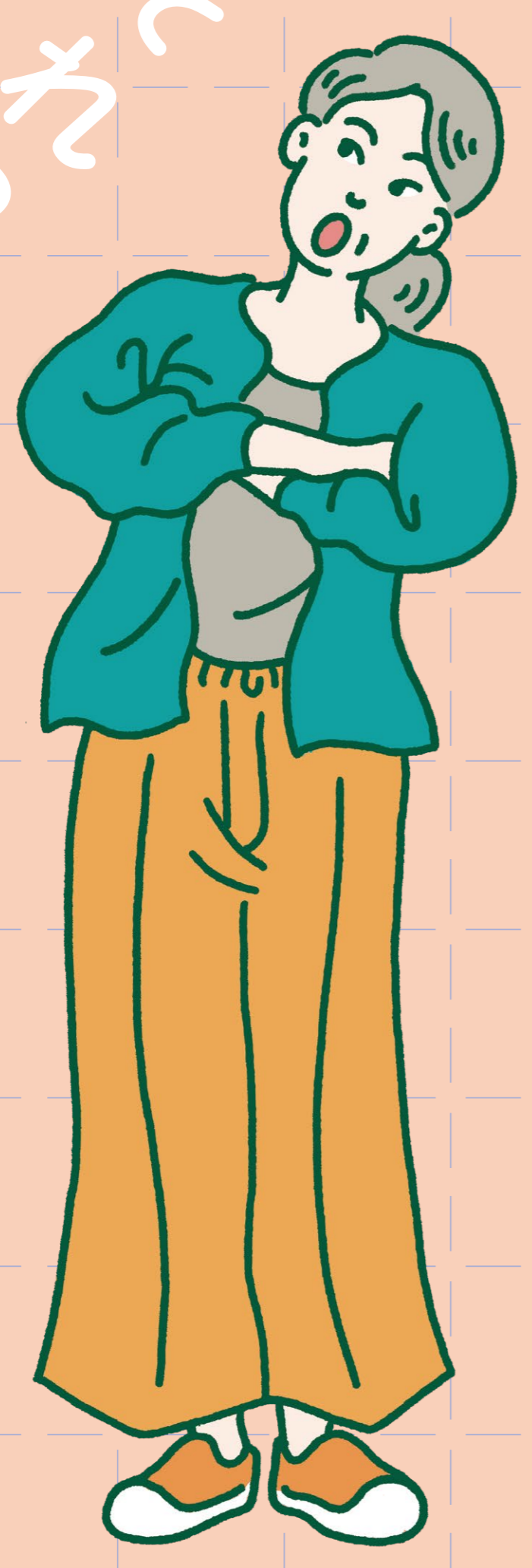
なるほど！
待ち時間が
減るのはいいね！



3 新しいかかり方のコツを覚えて通院しましょう！



なにをいっていいかわからない？



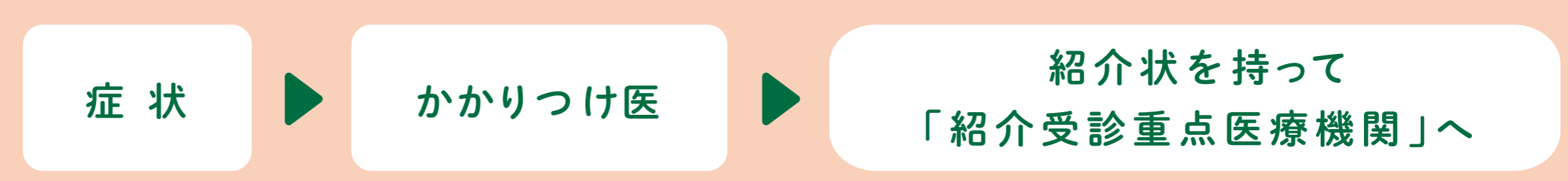
始まります。 紹介受診重点医療機関。



それは、かかりつけ医からの紹介状を持って
受診いただくことに重点をおいた医療機関です。

- この制度により、医療機関の混雑緩和や、スムーズな受診につながります。
- 紹介状がなく来院された場合は、一部負担金(3割負担等)とは別に、「特別の料金」がかかる場合があります。

上手な/
医療の
かかり方



2023年新制度スタート